

■DPCに関する Q&A

【医療費・支払関連】

Q1 DPC という計算方式により医療費はこれまでどのように変わりますか？

A1 従来の「出来高方式」では、診療を行った検査や注射、投薬などの量に応じて医療費が計算されていましたが、この新たな医療費の計算方式では、病名や手術、処置等の内容に応じた1日当りの定額(包括)医療費を基本として全体の医療費の計算を行います。1日当りの定額の医療費は、診断群分類(1,572 分類)と呼ばれる分類ごとに入院日数に応じて定められています。

なお、手術・リハビリなどの医師の専門的な技術料については、従来どおり出来高方式で医療費が計算され、入院にかかる医療費は、定額分(包括分)と出来高分とを合わせたものとなります。

Q2 DPC になると入院医療費は高くなりますか？安くなりますか？

A2 病名や治療内容(診断群分類)によって1日あたりの入院費が決まります。また、入院日数によっても1日あたりの医療費が変わるため、従来の方法に比べて高くなることもあれば安くなることもあります。

Q3 入院医療費の支払いはどのように変わりますか？

A3 従来の方法と基本的には変わりません。入院中の患者さんは月1回(月末締め・翌月15日請求)、退院される患者さんは退院時にお支払いいただきます。ただし、入院中に病名や治療内容(診断群分類)が変わった場合は、入院初日にさかのぼって入院医療費の計算をやり直すこととなりますので、次月または退院時に前月分までのお支払金額との差額を調整させていただくことがあります。

Q4 入院医療費の一部負担金額はどう変わりますか？

A4 一部負担金の割合は、従来と変わりありません。患者さんが加入されている保険の負担割合に応じて一部負担金をお支払いいただきます。

ただし、入院後、病状の経過や治療の内容によって診断群分類(病名)が変更になった場合には、請求額が変動することとなるため、月ごとの定期請求や退院時に前月までのお支払額と差額の調整を行うことがあります。

Q5 入院途中で病名、診療科が変わった場合の入院医療費はどうなりますか？

A5 入院当初の病名から、入院後の治療や検査等を行う中で病名が変わった場合は、病名が変わった時点で入院日に遡って、変更後の病名で医療費の計算をやり直します。

入院中に月が変わり、病名が変更になった場合は、前月分の医療費の差額を退院時に過不足調整させていただきますので、あらかじめご了承ください。

入院中に診療科が変わった場合や、複数の病気治療のために入院されていても、入院中に最も集中的に治療を行った病名で計算を行います。

Q6 長期の入院になった場合でも、1日当りの定額(包括)医療費は同じですか？

A6 厚生労働省から定められた1日当りの定額(包括)医療費は、それぞれ診断群分類(病名)別に3段階に区分されており、入院が長くなるほど1日当りの定額(包括)医療費は次第に減少します。
また、入院が長期になった場合には、診断群分類ごとに定められた入院日数を超えると従来の出来高計算になります。

Q7 個室料や食事代はどうなりますか？

A7 個室料や食事代(食事療養費)の取り扱いは従来どおり自己負担となります。

Q8 高額療養費制度の取り扱いはどうなりますか？

A8 従来の取り扱いと変わりません。70歳未満の方には、入院医療費窓口負担が軽減される『限度額適用認定証』の申請をお勧めしています。